

1. 育児休業を3年となるのでしょうか

安倍晋三首相は経済戦略の柱の中核に「女性の活躍推進」を据え、経済団体トップとの会談で「3年間抱っこし放題での職場復帰支援」という表現で育児休業3年を推進するように求めましたが、会社側からも労働者側からも疑問や不安の声があがっているようです。はたして育児休業3年は一般的なものとなるのでしょうか。

育児・介護休業法では、育児休業は子供が1歳(一定の場合には1歳6ヶ月)になるまですることができるとされ、また雇用保険の雇用継続給付から同じく子供が1歳(一定の場合には1歳6ヶ月)になるまで賃金日額の50%の育児休業給付金が支給されるように、現行法では育児休業3年に対応できていませんが(健康保険、厚生年金の育児休業期間中の保険料免除は子供が3歳になるまで認められます)、安倍首相は法改正をして期間を延長するというものではなく、自主的に育児休業3年を推進し休業期間中の生活支援については企業努力を求めるようにと要請しました。ただし、まだ具体的な形は見えていませんが新たな助成金などの企業を応援する仕組みは作るようです。

この施策から感じるのは、休業を3年間取れる仕組みを作るよりも、仕事を休まなくても子どもを育てられる環境を作るべきではないかと思えてなりません。少子高齢化がますます進み働き手がどんどん減っていくこれからは、母親であっても働きやすい仕組みを整えていかなければこの国は立ち行かなくなるのではないかと危惧します。

2. 「解雇の金銭解決制度」とは?

最近、「解雇の金銭解決制度」(従業員が解雇されたときに企業が和解金を支払って解決する仕組み)が話題となっています。実際は数年前から議論されていたのですが、今年2月くらいから再び議論が活発化し、今夏に行われる参院選終了後に議論が本格化するとも言われており、企業にとっては注目しておきたいトピックでしょう。

これは、現在の法律では解雇は「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効」(労働契約法 16条)とされていること、また判例で解雇(整理解雇)を行う場合には4つの要件(人員削減の必要性、解雇回避努力の履行、被解雇選定者の合理性、手続きの妥当性)が必要であるとされ、解雇の実施は企業にとって非常にハードルの高いものとなっています。

制度導入の賛成サイドの意見としては、整理解雇のトラブルが裁判所に持ち込まれ、元従業員が勝訴した(解雇が不当であると認定された)場合、職場復帰が原則となるものの、元の職場に戻るのは現実的には難しく、ならば「和解金を支払うことでトラブルを解決する(職場復帰させない)のが妥当である」「和解金の相場がわかればトラブルの早期解決につながる」ということ。一方、導入を反対する側の意見には、「『解雇が違法である』と裁判所が認めたのに職場復帰できないのはおかしい」「企業が『お金を払えば解雇できる』と安易に考えやすくなる」などといったものです。現時点でのこの制度の実現には、労働組合や中小企業経営者との調整が焦点で、どのような制度が企業側・労働者側の双方にとってよいものなのか、ある程度の合意が見られなければ制度の導入は難しいと考えられています。

最後に労働局では、指導に従わず是正を行わない事業主に対しては送検手続をとる等、厳正に対処するとしています。



3. 事務所移転のお知らせ 7月16日(火)より

7月16日に事務所を移転いたします。これに伴い12日(金)午後3時頃より移転作業に入り、電話がつながりにくくなる可能性がございますのであらかじめご了承ください。今の事務所から徒歩1分くらいです。詳細等はまたあらためてご案内申し上げます。

● 編集後記 ●

先日、法事で帰省した時、香川県の直島に行きました。以前も一度ご紹介しましたが、直島はベネッセが現代アートの島として作り上げた、今、大変話題の観光地です。わかりやすいアート作品だけでなく、観る側の力量を問うような芸術品も多数。都庁などを手掛けた安藤忠雄が地中に作った美術館の展示物は、特にどれも圧倒されすぎてしまい降参状態。写真は草間弥生の作品。芸術センスに自信のある方は試しにぜひ一度、足を運んでみて下さい!(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-33-7-701
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)